

令和 6 年 7 月 30 日 開催

令和 6 年度
燕市農業委員会第 4 回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第4回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月30日（火曜日）
午前9時30分～午前10時3分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員（25名）

1番 山浦 博	11番 濵木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 萩原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	17番 瀬戸 一義	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	18番 五十嵐博子	
8番 藤田 浩介	19番 明田栄以知	
9番 遠藤 忠夫	20番 阿部 恵作	
10番 長谷川治仁		

4. 欠席委員

欠席 1名 16番 金山 吉夫
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）の報告
報告第10号 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 議事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 21 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 22 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聰 次長 広瀬美佳子 主任 波多野見保

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

23 番 山崎登美雄 24 番 小川 芳秀

9. 会議の概要

以下のとおり

議長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 16 番 金山 吉夫 委員であります。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議長	<p>只今より、燕市農業委員会第 4 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 23 番 山崎登美雄 委員及び 議席番号 24 番 小川 芳秀 委員にお願いします。</p>
議長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 9 号から第 10 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>初めに利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 19 番 下児木の田、1 筆、2,000 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号 20 番 国上字長辰の田、1 筆、503 m²、道の駅国上駐車場事業用地の転用に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号 21 番 柳山字前畑、他の畑、計 20 筆、15,737 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 22 番 横田字前田の田、1 筆、2,040 m²、耕作者の都合に伴</p>

事務局	う利用権の解約であります。
事務局	受付番号 23 番 砂子塚字興野浦、他の田、計 6 筆、9,664 m ² 、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。
事務局	<p>続きまして、会長報告第 10 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 7 番 燕字下燕の田、1 筆、13 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。 質問等ありましたらお願ひ致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 8 番 八王寺字堤添の畠、計 2 筆、299 m²、契約内容は売買。位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 9 番 砂子塚字興野浦、他の田畠、計 9 筆、10,894 m²、契約内容は贈与。位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p>
事務局	受付番号 10 番 柳山字前畠の田畠、計 2 筆、1,421 m ² 、契約内容は売買。位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 11 番 柳山字裏畠の田、計 7 筆、6,125 m ² 、契約内容は売買。位置図は議案資料の 4 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 12 番 柳山字裏畠の田、計 12 筆、8,339 m ² 、契約内容は売買。位置図は議案資料の 5 頁をご覧ください。

事務局	以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る7月24日、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	7月24日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第3事前審査委員会、出席委員11名による審査の結果「農地法第3条の規定による許可申請」5件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
三浦委員	受付番号8番の売買金額は妥当なのか、説明を求めます。
事務局	該当地周辺は宅地化されており、評価額に見合った金額であることを確認しております。
議長	他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議長	次に、議案第18号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第18号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。 受付番号3番 吉田寿町の畠、1筆、160m ² 、当初計画では建売住宅を建築する計画で令和6年3月28日に転用許可を受けましたが、都合により計画を断念し、境界確定時に隣接地所有者から隣接地の処分を要望され、当該地と隣接地を併せてであれば取得したいと話があり、承継

議長	者が資材置場として整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料6頁をご覧ください。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」1件、異議がなかつた事を報告致します。
議長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議長	次に、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。 受付番号1番 井土巻四丁目の畠、1筆、100m ² 、転用目的は、住宅敷地の拡張。位置図・土地利用計画図は、議案資料7頁をご覧ください。 相続した当該地が、近年宅地の一部にかかっていることが判明し、住宅敷地として申請するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。 なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところでありま

事務局	す。
事務局	<p>受付番号 2 番 井土巻四丁目の畠、1 筆、151 m²、転用目的は、賃貸住宅 1 棟。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8 頁をご覧ください。</p> <p>相続した当該地が、農地法の許可を得ずに農業用作業所を建築し、現在は改築して賃貸住宅として利用しているため、申請するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 3 番 大曲字砂押の田、1 筆、65 m²、転用目的は、住宅敷地の拡張。位置図・土地利用計画図は、議案資料 9 頁をご覧ください。</p> <p>当該地の隣接地との境界確認を行ったところ、当該地の一部が住宅敷地にかかっていたため、住宅敷地として申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第 4 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかつた事を報告致します。
議長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)

議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>それでは議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 22 番 杉名字杉名の田畠、3 筆、1,793 m²、転用目的は駐車場 26 台。契約内容は売買、令和 6 年 12 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 10 頁をご覧ください。</p> <p>運送業を営んでおりますが、業務の拡大に伴い駐車場が不足しているため、当該地を取得し駐車場 26 台を整備するものです。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 23 番 吉田字樋ノ口の畠、1 筆、232 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 6 年 12 月 15 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 11 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となつたため、当該地を購入住宅を建設するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 24 番 吉田寿町の畠、1 筆、160 m²、転用目的は資材置場。契約内容は売買、令和 6 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6 頁をご覧ください。先ほど、計画変更の受付番号 3 番で説明した案</p>

事務局	<p>件であります。</p> <p>現在電気工事業を営んでおりますが、資材の保管スペースが不足しており、資材置場として当該地を購入し、隣接する宅地と一体利用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 25 番 大曲字曾根の田、1筆、708 m²、転用目的は住宅。</p> <p>契約内容は売買、令和7年3月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の12頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、当該地を購入し、モデルハウス2棟及び建売住宅1棟を建設するものです。申請地は、第二種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 26 番 大曲字砂押の田、計2筆、376 m²、転用目的は住宅。</p> <p>契約内容は売買、令和7年3月31日完工予定。</p> <p>位置図・土地利用計画図は、議案資料13頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となつたため、当該地を購入し、2世帯住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 27 番 東太田字寺田の田、1筆、1,021 m²、転用目的は宅地分譲(4区画)。</p> <p>契約内容は売買、令和6年10月30日完工予定。</p> <p>位置図・土地利用計画図は、議案資料14頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、利便性がよい当該地を購入し、宅地分譲4区画を整備するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断され</p>

事務局	るところであります。
事務局	<p>受付番号 28 番 杉柳字杉柳の田、計 2 筆、1,908 m²、転用目的は建売住宅 9 棟。契約内容は売買、令和 7 年 12 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 15 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、業務の拡大を図るために、建売住宅 9 棟を建設し販売するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 29 番 道金字中曾根の田、1 筆、510 m²、転用目的は駐車場 20 台。契約内容は賃貸借、令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 16 頁をご覧ください。</p> <p>自動車修理工場を営んでおり、隣接地である当該地を借り入れ、駐車場 20 台を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 30 番 松橋字北の田、1 筆、1,071 m²、転用目的は農業用倉庫。契約内容は賃貸借、令和 7 年 2 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 17 頁をご覧ください。</p> <p>現在松橋地区で水稻を中心に農業を営んでいますが、業務拡大のため当該地を借り受け、資機材倉庫等の農業用施設の建設をするものです。申請地は、農振青地の第 1 種農地ですが、令和 6 年 7 月 10 日付けで燕市農業振興地域整備計画の用途変更が認められており、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

小川委員長	審査の結果「農地法第 5 条の規定による許可申請」9 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 21 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 21 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。利用権設定であります。 受付番号 4 番 灰方字北の田、計 2 筆、2,042 m ² 、設定期間は令和 16 年 8 月 5 日までの 10 年になります。以下、対価はお読み取り下さい。
事務局	受付番号 5 番 三王渕字秋ヶ間の田、1 筆、97 m ² 、設定期間は令和 16 年 8 月 5 日までの 10 年になります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による利用権の再設定 2 件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)

議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議長	次に、議案第 22 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 22 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。
事務局	はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせて頂きます。 受付番号 118 番 蔵関字江東の田、計 2 筆、1,543 m ² 、設定期間は令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	10 年の公社借入は、21 件、105 筆、157,265 m ² となります。
事務局	5 年の集積計画であります。20 頁をご覧ください。 受付番号 139 番 笈ヶ島字笈掛石、他の畑、計 18 筆、23,960 m ² 、設定期間は令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年になります。
事務局	5 年の公社借入は、2 件、23 筆、34,222 m ² となります。
事務局	続きまして、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。 受付番号 80 番 蔵関字江東の田、計 2 筆、1,543 m ² 、設定期間は令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年であります。
事務局	10 年の公社貸付は、8 件、105 筆、157,265 m ² となります。
事務局	5 年の集積計画であります。25 頁をご覧ください。

事務局	受付番号 88 番 箕ヶ島字箕掛石、他の畑、計 23 筆、34,222 m ² 、設定期間は令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年であります。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 23 件、公社貸付 9 件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。
議長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 21 号、第 22 号の案件につきましては、 <u>8 月 5 日</u> の告示により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会第 4 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午前 10 時 3 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月30日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 小林 勝美雄

議事録署名委員 八川芳秀